

経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課
パブリックコメント担当宛て

「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な
指針」改正案に対する意見

| | |
|-----------|--|
| 氏名 | 団体名 一般社団法人 北海道消費者協会 部署名 総務調整部門組織活性化グループ 担当者名 星野 武治 |
| 住所 | 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟 |
| 電話番号 | 011-221-4217 |
| FAX番号 | 011-221-4219 |
| 電子メールアドレス | do@syouhisya.or.jp |
| 意見 | 商品先物取引の不招請勧誘禁止の緩和により、消費者被害が急増し再び大きな社会問題となるので、改正案に反対する。 |
| 理由 | <p>(1) 経済再生及び経済活性化は、最終的に国民の福祉向上が目的である。今回の、商品先物取引の不招請勧誘禁止の緩和は、商品先物取引事業者の活性化をもたらす反面、知識の乏しい消費者に被害を強いる、国民の福祉向上に反する行為であり反対する。</p> <p>○今回の改正案は、昨年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づくものであり、「我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取り組み」と位置付け、そのひとつとして不招請勧誘禁止の緩和策が打ち出されたものである。</p> <p>○さらに、「創業等分野」のビジネスチャンスの創出・拡大及び最適なビジネス環境の整備を通じて、我が国の経済活性化につなげるためとする等、明らかに経済優先、消費者軽視の改正案である。</p> <p>○そもそも、現行の商品先物取引の不招請勧誘禁止措置は、消費者と事業者の情報格差が大きい結果、高額被害が相次ぎ社会問題化した反省を踏まえての規制策であり、今回、不招請勧誘禁止を、経済再生の阻害要因と位置付けること自体大きな問題である。</p> <p>○今回の改正案が実施されると、知識や情報量の乏しい消費者の生活資金や貯蓄を、リスク市場へ還流させる収奪行為に国が手を貸すものとなる。よって、国民の福祉向上に逆行するのは明らかであり反対する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">理 由</p> | <p>(2) 今回の改正案は、これまで築いてきた国の消費者行政施策を180度転換し、経済活性化の名のもとに、消費者保護に向かっていた消費者関係法令の後退が危惧されることから反対する。</p> <p>○我が国の、消費者行政は平成21年度に「消費者庁」が設置されたことにより、消費者重視の施策が進められつつある。</p> <p>○しかし、今回の改正案は、消費者保護施策を、経済活性化の名のもとに、安易に踏みにじる象徴的な出来事と言える。</p> <p>○現に、「消費者委員会」からも、今回の不招請勧誘禁止規制の緩和に対し「消費者保護の観点から見て、重大な危険をはらむものであることに鑑み、かかる動向を看過することができず、深く憂慮し、その再考を求めるものである」とするなど、最大限の危機感を表明しているほどである。</p> <p>○今回の規制緩和が契機となり、経済活性化の名のもとに、消費者関係法令の後退が危惧されることから反対する。</p> |
|--|---|

平成26年5月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
経済産業大臣 茂木 敏充 様
農林水産大臣 林 芳正 様
金融庁長官 畑中 龍太郎 様
内閣府特命担当大臣 森 まさこ 様
消費者庁長官 阿南 久 様
内閣府消費者委員会委員長 様

一般社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本智子

「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」
改正案の撤回について

今回の改正案は、昨年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づくもので、「我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取り組み」と位置付け、そのひとつとして不招請勧誘禁止の緩和策が打ち出されたものです。

具体的には、「創業等分野」のビジネスチャンスの創出・拡大及び最適なビジネス環境の整備を通じて、我が国の経済活性化につなげるためとする等、明らかに経済優先、消費者軽視の改正案です。

そもそも、現行の商品先物取引の不招請勧誘禁止措置は、消費者と事業者の情報格差が大きい結果、高額被害が相次ぎ社会問題化した反省を踏まえての規制策であり、今回、不招請勧誘禁止を、経済再生の阻害要因と位置付けること自体大きな問題です。

今回の改正案が実施されると、知識や情報量の乏しい消費者の生活資金や貯蓄を、リスク市場へ還流させる収奪行為に国が手を貸すものとなり、国民の福祉向上に逆行するのは明らかです。

さらに、我が国の消費者行政は、平成21年度に「消費者庁」が設置されたことにより、消費者重視の施策が進められつつあります。

しかし、今回の改正案は、経済活性化の名のもとに、消費者保護施策を安易に踏みこむものであり、「消費者委員会」からも、今回の不招請勧誘禁止規制の緩和に対し「消費者保護の観点から見て、重大な危険をはらむものであることに鑑み、かかる動向を看過することができず、深く憂慮し、その再考を求めるものである」と意見書を出す等、最大限の危機感を表明しているほどです。

ついては、このたびの改正案に反対し、改正案の撤回を求めます。

記

- (1) 経済再生及び経済活性化は、最終的に国民の福祉向上が目的です。今回の、商品先物取引の不招請勧誘禁止の緩和は、商品先物取引事業者の活性化をもたらす反面、知識の乏しい消費者に被害を強いる等、国民の福祉向上に反する行為です。改正案の撤回を求めます。

(2) 今回の改正案は、これまで築いてきた国の消費者行政施策を180度転換し、経済活性化の名のもとに、消費者保護に向かっていた消費者関係法令の後退につながる行為です。改正案の撤回を求めます。